

保育所等入所指数表

①保育の実施基準指数				優先 順位		
保育を必要とする事由別の区分	(1) 就労 ※休憩時間は含まない		月150時間以上	120点	4	
			月140時間以上	110点		
			月130時間以上	100点		
			月120時間以上	90点		
			月100時間以上	70点		
			月80時間以上	60点		
			月60時間以上	50点		
			月48時間以上	40点		
	(2) 妊娠・出産		4月1日時点で出産（予定）日前8週から後8週まで、ただし多胎妊娠の場合は産前14週産後8週	80点	5	
	(3) 保護者の疾病等 ※4月1日以降も、保育が困難な状態が見込まれる場合	疾病 負傷		1ヶ月以上の入院または自宅で常時臥床	120点	3
				概ね1ヶ月以上の加療安静	60点	
				通院（週2回40点・週1回30点・月2回10点）	10～40点	
		障害		身体・精神1・2級、知的A、要介護5・4	120点	
			身体3・4級・精神3級、知的B、要介護3・2・1	80点		
			身体5級以下、要支援2・1	60点		
	(4) 病人等の介護	自宅介護		要介護4・5、身体1・2級、療育A、精神1級	120点	6
				要介護3	80点	
				要介護1・2	60点	
		施設付添		週5日以上 of 常時付添	120点	
				上記以外で保育が常時困難	70点	
			1日4時間、週4日程度	50点		
(5) 災害復旧		震災、風水害、その他の災害復旧のため保育困難	～150点	1		
(6) 求職活動等		生計中心者の失業	80点	8		
		求職中（証明有）	20点			
		求職中（証明無）	5点			
(7) 就学		学校教育法に定める学校 ※(1)に準じる	40～120点	7		
(8) 虐待・DV			～200点	2		

②基準指数に加える調整指数			
1 世帯の状況		生活保護	180点
		ひとり親世帯	170点
2 保護者の状況	(4月1日時点)	市内の認定こども園、認可保育所、小規模保育事業所、幼稚園又は届出保育施設に保育士、看護師、准看護師、保健師、幼稚園教諭、養護教諭又は小学校教諭として就労（就労予定を含む）（1人あたり）	30点
		市内の放課後児童クラブに支援員として就労（就労予定を含む）（1人あたり）	
	(11月1日時点)	保護者の一方が単身赴任	15点
3 兄弟姉妹の状況 (4月1日時点)	未就学児	就学前児童（申込児除き1人あたり）	10点
		兄弟姉妹が通う施設への転園申込の場合（申込児あたり）	70点
		兄弟姉妹が通う施設への申込の場合（※第一希望で同一施設への申込）（申込児あたり）	50点
		兄弟姉妹の第一希望施設が同施設の場合 50点/申込児（受入人数が0人の施設は除く）（兄弟姉妹が通う施設への申込との併用不可）	50点
		兄弟姉妹の第一希望施設が別施設の場合 20点/申込児（受入人数が0人の施設は除く）（兄弟姉妹が通う施設への申込との併用不可）	20点
		兄弟姉妹が家庭保育（生後2か月未満の児童除く）（申込児あたり）	-20点
	小学生	児童（1人あたり）	5点
		兄弟姉妹が学童利用（申込児あたり）	5点
		障がい有する場合（1人あたり）※(3)保護者疾病等に準じた点数	60～120点
4 申込児童の状況 (11月1日時点)		保育の必要性があり、認定こども園、認可保育所、小規模保育事業所、幼稚園又は届出保育施設を利用	10点
		障がい有する場合 ※(3)保護者疾病等に準じた点数	60～120点
		上記に該当しないが、先天性の病気や慢性疾患があり、保育施設における支援が必要と認められる場合	30点

③同一指数の場合の優先順位	
1	①保育の実施基準指数の点数が高い世帯
2	保育を必要とする事由の優先順位（1～8の順）
3	保育の協力者（同居の祖父母等）がない世帯
4	入所選考を行う基準日時点（11月1日）で天童市に住民登録がある世帯
5	利用希望施設数が多い世帯
6	保護者の市町村民税所得割の合計が少ない世帯

選考の基準

1. ①保育の実施基準指数と②基準指数に加える調整指数の合計が高い児童を優先します。
 ※同一施設を希望する児童が複数いた場合、その施設を希望する順位が高い児童を優先します。
2. 1の児童が複数いた場合、③同一指数の場合の優先順位を用いて決定します。